

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 26 年 6 月 11 日
開会時刻	午前 10 時 50 分
閉会時刻	午前 11 時 55 分
出席委員名	◎中村 豊治 ○黒木騎代春 野崎 隆太 野口 佳子
	吉岡 勝裕 品川 幸久 小山 敏 工村 一三
	佐之井久紀
	世古口新吾議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	加藤 寿人
審議議案	第 2 次行財政改革大綱の総括について
	伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について
	救急隊の増隊について
	職員の不祥事並びに処分について
説明者	市長、副市長、総務部長、総務課長、職員課長、収税課長、
	情報戦略局長、情報調査室長、企画調整課長、財政課長、
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課長
	健康福祉部長、こども課長
	消防長、消防次長、消防本部総務課長
	ほか関係参与

## 審議結果並びに経過

中村委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「第2次行財政改革大綱の総括について」、及び「伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」、「救急隊の増隊について」、「職員の不祥事ならびに処分について」順次協議し、その概要は次のとおりでした。

開会 午前10時50分

### ◎中村豊治委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会をいたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、「第2次行財政改革大綱の総括について」、「伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」、「救急隊の増隊について」、また、通知にはございませんが、「職員の不祥事並びに処分について」の4件であります。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎中村豊治委員長

はい、ありがとうございます。

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議がございましたら、随時、自由討議を行いたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

## 【第2次行財政改革大綱の総括について】

### ◎中村豊治委員長

それでは初めに、「第2次行財政改革大綱の総括について」を協議願います。

当局から説明をお願いをいたします。

情報戦略局長。

### ●森井情報戦略局長

本日は委員皆様方、御多忙のところ総務政策委員会に引き続きまして、協議会をお開きいただきまことにありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、「第2次行財政改革大綱の総括について」ほか3件でございますが、ただいま委員長から御案内がございましたとおり、事前の通知に加え、本日「職員の不祥事並びに処分について」の案件を1件追加をさせていただいております。案件提出が当日になりましたことをこの場を借りておわび申し上げます。

どうも申し訳ございませんでした。

よろしく御協議のほどお願いいたします。

それでは、詳細につきましては、それぞれ担当課から御説明させていただきますので、何とぞよろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

情報調査室長。

●椿情報調査室長

それでは、「第2次行財政改革大綱の総括」について、御説明を申し上げます。

資料は、「第2次行財政改革大綱総括」とタイトルのある資料1の1と、「実施計画結果」とタイトルのある資料1の2の、2つでございます。

資料1の2は、委員協議会別に関連項目を振り分けて記載をさせていただいております。また、末尾には「取組項目達成状況一覧表」を添付させていただいております。

本日は、この資料の個別の項目の説明は割愛させていただきますので、御了承をお願いいたします。

今回は、「総括」ということですので、大綱の体系別にまとめました、資料1の1の説明をさせていただきます。

資料1の1「第2次行財政改革大綱総括」をごらんください。

1ページをお願いいたします。

「第2次行財政改革大綱」は、「住民満足度の向上」を大きな目標に掲げ、これを達成するため、「財政改善」、「情報戦略」、「効率化」という3つの柱とその下に連なる12の基本方針を定め、平成22年8月に策定いたしました。その後、同年12月に基本方針別に取組項目をまとめた「実施計画」を作成し、行財政改革に取り組んでまいりました。

平成25年度末で4年間の計画期間が終了しましたので、それぞれの基本方針ごとにその取り組みを振り返り、総括をいたしたものでございます。

柱の1番目、財政改善、財政状況の「改善」でございます。

「歳入の一層の確保に努めます」、「歳出の見直しを図ります」、「財政状況をわかりやすく伝えます」の3つを基本方針に取り組みました。

「①歳入の一層の確保に努めます」の項では、歳入の一層の確保を図るため、「債権回収対策室」を設置し徴収体制を強化いたしました。また、「国民健康保険料や介護保険料のコンビニ収納システムの導入」や「上下水道料金のクレジット決済の導入」により、納付機会の拡大を図るとともに利用者の利便性及びサービスの向上を図りました。

そのほか、「広告収入の獲得」や「公有財産の売却」等に取り組みました。

続いて、2ページをお願いいたします。

「②歳出の見直しを図ります」の項では、歳出の見直しを図るため、定員管理計画に基づく「人件費の削減」、「事業総点検」のほか事務事業の見直しや補助金等の見直しなどに取り組みました。

4ページをお願いいたします。

「③財政状況をわかりやすく伝えます」の項では、「わかりやすい財政情報の提供」に

取り組み、予算・決算の時期に発行する「ことしの予算」、「行政活動報告書」、「広報いせ」等を通じまして、わかりやすさを念頭に情報提供に努めました。

続きまして柱の2番目、情報戦略、伝え方・聞き方の「改善」でございます。

「魅力的な情報を発信します」、「風通しの良い行政運営をします」、「情報を重視して事業を実施します」、「市民の皆さんの声を市政に生かします」、「庁内情報を整理します」の5つを基本方針に取り組みいたしました。

「①魅力的な情報を発信します」の項では、市及び教育委員会などのホームページにさまざまな機能を付加・強化するなどして、より魅力的で見やすいように見直しを図りました。

また、ケーブルテレビの行政番組もタレントの起用や新コーナーを設けるなど、親しみやすい番組づくりに取り組みました。

「②風通しの良い行政運営をします」の項では、「市民向けの予算・決算情報の充実」の取り組みで、わかりやすい予算情報として「ことしの予算」を発行しました。

また、決算情報としまして「行政活動報告書」をよりわかりやすく編集し発行いたしました。

「事業情報の発信」では、行政運営の透明化を図るため、全ての予算事業の情報をホームページ上で公開いたしました。

「③情報を重視して事業を実施します」の項では、「公共施設に関する情報の整理」を行い、平成24年8月に公共施設マネジメント白書を発行いたしました。

また、市のさまざまな事業、取り組みについて、どれくらいのコストが必要なのかを計算しました「行政サービスのコスト集」を作成し公表いたしました。

次に、5ページをお願いいたします。

「④市民の皆さんの声を市政に生かします」の項では、「市民意向の調査」で各課で行われている市民を対象としましたアンケートを整理いたしまして、まとめることで市政や事業について効率的なアンケート調査を実施しました。

「⑤庁内情報を整理します」の項では、「庁内データベースの整備」をはじめとした電子データ化や、庁内情報を整理する取り組みなどにより情報の共有化を図りました。

柱の3番目、効率化、仕事のやり方の「改善」でございます。

ここでは、「アウトソーシングを進めます」、「改善運動を展開します」、「業務・制度の簡素化・効率化を進めます」、「職員が活気を持って働く環境をつくります」の4つを基本方針に取り組みいたしました。

「①アウトソーシングを進めます」の項では、効率的で魅力ある公共サービスの提供を目指し、ハートプラザみそのや産業支援センターなどに「指定管理者制度」を導入いたしました。また、諸業務の「民間委託」などアウトソーシングを進めました。

6ページをごらんください。

「②改善運動を展開します」の項では、「改善制度構築」の取り組みで、日々の業務において、業務改善、職員提案を全庁的に広げ活性化する運動を展開するための制度として、「カイゼン」制度を構築いたしました。

「③業務・制度の簡素化・効率化を進めます」の項では、業務の効率化を図るため、「事業関係書類の電子データ化」、「パッカー車の2人乗車収集及びコースの見直しの実

施」、「幹線道路整備の優先度を示す「道路整備プログラム」の策定」、「教育用コンピュータ管理の効率化」、「旧水道施設跡地の維持・管理費の軽減化」などの業務の効率化に取り組みました。

7ページをお願いいたします。

「④職員が活気を持って働く環境をつくります」の項では、職員が活気を持って働く組織を目指しまして、「多様な働き方の検討」、「職場面談の充実」に努めました。

最後に、7ページから8ページにかけまして、全体のまとめを行っております。

「財政改善」におきましては、3つの基本方針に基づきまして30項目の取り組みを実施いたしました。

歳入確保の取り組みにおきましては、「広告収入の獲得」、「公有財産の適正な管理、有効活用」、「ネット公売の導入」などの実施によりまして、合計で約2億9,500万円の効果額を得られました。

歳出見直しの取り組みにおきましては、人件費の削減では約24億8,500万円、事務事業の見直しでは約2億4,000万円、補助金等の見直しでは約6,200万円、合計で約27億8,700万円の削減効果を得られました。

「人件費の削減」においては、定員管理計画に基づきまして職員数を削減し、組織のスリム化を図りました。

「事業総点検」におきましては、市の全ての政策的な事業を点検し、事業の在り方そのものを見つめ直す機会となり、より一層の効果的な事業の実施につなげることができました。

このように、「財政改善」では、人件費削減を中心としました歳出削減に取り組みながらも、一方で行政運営の質の向上を図りながら財政状況の改善に努めました。

次に、「情報戦略」におきましては、5つの基本方針に基づきまして13項目の取り組みを実施し、ホームページのリニューアルを始め、「ことしの予算」、「行政活動報告書」、「行政サービスのコスト集」の発行や、全ての予算事業の情報をホームページ上で公開するなど、情報発信を充実させていくとともに、市役所の持つ情報を市民の皆さんにわかりやすく発信していくことができました。

平成24年8月に発行しました公共施設マネジメント白書におきましては、当市が保有する公共施設の設置状況、利用・運営状況、施設・事業運営のコストに関する情報をさまざまな観点から評価分析し、本市の公共施設の課題の「見える化」を図りました。今後は、全体最適の観点から公共施設をマネジメントしていくための基本方針の策定に取り組んでいきます。

このように、「情報戦略」では、行政運営に必要な情報を効率的に収集し、また、保有する情報をわかりやすく市民の皆さんに発信していくことにより、行政運営の透明性を高めることができました。同時に、庁内情報を整理し、情報の共有化を図ることにより業務の効率化が図られました。これらの取り組みによりまして、風通しのよい行政運営につなげることができました。

続きまして、「効率化」におきましては、4つの基本方針に基づきまして24項目の取り組みを実施いたしました。

アウトソーシング推進の取り組みにおきましては、民間委託の実施のほか5施設にお

いて指定管理者制度を導入し、事業や施設運営の効率化を図りました。

一方、戸籍住民課窓口業務の民間委託につきましては、計画期間内での実施には至りませんでしたけれども、委託業務の開始を平成27年1月に変更し委託を進めてまいります。

また、カイゼン制度を構築し、効率的な仕事を展開していくための組織風土づくりを進めました。

さらに、各課におきましても業務や制度の見直しを行い、一層の事務の効率化を図りました。

以上の取り組みの結果、合計67の実施項目中57項目の取り組みを達成し、達成率は85.1%となりました。計画期間内に達成することができなかった取り組みについては、今後も引き続いて取り組んでいくとともに、達成項目についても継続すべきものは継続をして実施をしてまいります。

今回の行財政改革における各種取り組みの結果、合計約30億8,200万円の財政的効果があり、一定の成果を上げることができたと考えております。

しかしながら、人口減少による税収の減少や少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加、合併算定替終了に伴う普通交付税の減少など、依然として本市を取り巻く環境は厳しいことが予測されるため、今後も引き続き、社会環境等の変化に柔軟に対応することができる市役所を目指しまして、さらなる行財政改革へ取り組んでまいります。

以上、「第2次行財政改革大綱の総括について」御報告をさせていただきました。

よろしく御協議をいただきますよう、お願い申し上げます。

◎中村豊治委員長

はい、どうも。

ただいまの報告に対しまして、特に御発言ございましたら。

ございませんか。

品川委員。

○品川幸久委員

説明、ありがとうございます。

最初の総括のところなんかでもたくさん出てきておるんですけど、いろいろこれ委員会にわたることなんで、詳しくは聞きませんがね。

例えば、保育料の収納事業の民営化なんかは、毎年、決算であがってきておるんですけど、そんなに大きな成果が上がっていない。

ほかにのつとる部分とかは、非常に成果を上げた部分は一生懸命数字も書いていただいて、こんだけの効果があったというようなことが書いてもらってあるんですけど、例えば中ののつとる伊勢志摩総合卸売市場の話もそうなんですけど、それがやっぱり、実際、行革になったんかという、ちょっと違っておるような感じを持っておるんで、そこら辺、どう考えておられるのか、お聞かせいただきたいなと思います。

◎中村豊治委員長

こども課長。

●藤原こども課長

まず、保育料の収納業務委託の効果についてでございますが、民間保育所での収納状況としましては、平成22年度に委託を開始しました12月以降で、22年度が34件、平成23年度におきましては104件、平成24年度におきましては6件、平成25年度が5件となっております。

平成24年度から件数としては減少しておりますが、これは、あわせてコンビニ収納を開始したことによりまして、保育所での納付件数が減少したものと推察しております。

一方、収納率としましては、現年度分といたしまして、委託前の平成21年度が98.01%に対しまして、平成24年度におきましては、98.31%と0.3ポイントの上昇、平成25年度におきましては、98.15%と0.14ポイントの上昇となっております。

収入未済対策としましては、民間保育所への収納業務委託による保育所での催促のほかにも、電話による催促、訪問による催促などの強化も行ってまいりました。

保育所での収納件数をもって、収納業務委託の効果を図ることはできませんが、保育所において納付催促の声掛けをするということは、未収金削減、あるいは新たな滞納の発生の抑止に有効な手段であると考えております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

品川委員。

○品川幸久委員

今まで、毎年質問してきたんですけど、毎年700万円くらいの未収金があったと思うんですけど、その人からは、なかなか取れないと思うんですよ、正直な話。

保育園に入って、例えば、0歳から入ったとしても、その時から700万円の未収をされておった方から、じゃあそこから払えって言うてもなかなか払えないんでね。

今、市のほうでは、徴収体制の見直し中で、やっぱり最終的には債権回収へまわすよというところもあるんで、ある程度強気な立場をとってもらわんと。

特に保育料の話については、その人の所得の応分をもらうということになっておるんで、きっちりそういうところの芽を出さないと、これからももう払わんでもいいんじゃないかと、まさに、公平性が問われることになると思うんでね。

そこら辺のことは、きっちりやってほしいと思います。

それと、公設マネジメントの話が出てますよね。

公設マネジメントは、当然、公の施設をどうしようかというところで出とるわけで、それをつくっただけが改善じゃなくて、最後のところで、基本計画もまだ、新たにマネジメントの基本方針策定に取り組むということは、また策定するんかという思いなんですけど、今まである公の施設を全部建てかえるということは当然無理ですよ。

そうなってくると、集約した1つの施設で、これからは、ちょっと機能的に多機能な、あれの施設の機能も入れなくちゃいけないというようなことがあると思うんです。

そういうところも、大きな視点でやっていただかなくてはいけないというので、これ出

されてからいろいろありましたけど、本当に公設マネジメントを出されたんで、それを実行しとるんかということ、僕らまだ全然見えないところなんで、どれくらいまで、当局のほうとしては、100%ある施設のうち何パーセントの部分、この施設はっていう、この個人施設は構いませんけど、名前はいいですけど、何パーセントの部分まで協議をされておるのか、教えていただければありがたいかなと思います。

◎中村豊治委員長  
室長。

●椿情報調査室長

ただいま公共施設マネジメントの取り組みの進捗状況についての御質問、いただいたかと思えます。

実施計画のほうにも書かせていただいておりますけども、昨年度末に公共施設マネジメントの基本的な考え方、基本構想に当たるものでございますけども、これを庁内で方向性を確認をさせていただきました。

その後、実施、基本計画の策定に現在取り組んでおるところでございます。

取り組み状況が、なかなか皆様方のほうにお伝えできてないということについては、私どもの発信不足ということで、反省しておるところでございます。

折しも、基本方針をつくっておる時に、御承知のことと思えますけども国のほうから、公共施設等の総合管理計画というものが今年の初めから、正式には、この4月22日に出されました。

これによりますと、公共施設マネジメントは、箱物、いわゆる建物だけでなしに、インフラ全てを網羅したものを策定をなさいということが示されております。

盛り込むべき項目も示されておりますので、これまで我々が取り組んでまいりましたのは、建物を中心としたものでございましたので、その辺との整合性を図りながら、今、少し修正を図っておるところでございます。

固まりまして時期が来ましたら、また皆様方にもお示ししていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長  
品川委員。

○品川幸久委員

大体わかりましたけど、伊勢市の場合は建物についてのマネジメントを出したと。

今度、国の方針としては、インフラについてもやりなさいよというようなことで、インフラなんか、今度の遷宮の事業で結果が出ましたよね、交通体系にしても、非常に難があるんやなというようなこともわかったんで、できるだけ早い時間に、早い時期に方針を出していただいて、方向性を見せていただきたいと思います。

建屋については、建屋がある以上必ず反対は出てくると思うんで、そのところが本当に

使っていない、誰も使っていないところやったらいいんですけど、当然、学校の統廃合にしてもそうですけど、学校がなくなったらそのところで、コミュニティがなくなるみたいな話になってくると思うんで、そこら辺のところは断固として貫いてやっていただかんと、とてもやないけど、財政がもたんということでやっておるんで、しっかりとやってほしいと思います。

◎中村豊治委員長

他にございましたら。

工村委員。

○工村一三委員

私も協議会ですので、気になるところを御質問したいと思いますけど。

特に、ここにも書かれておりますように、今後、社会保障、あるいは合併の算定替ということで、非常にこれから厳しい財政運営になると思いますけど。

この中で1つ気になりましたのは、目玉としましては、先ほど品川委員が言われましたように、公共施設のマネジメント、また定数管理計画というように思っております。

その中で、今年度、24億8,500万円の人件費の削減という形でここに報告していただいておりますが、ちょっと気になりましたのが、9ページのところの人件費の一番下の時間外勤務なんですよ。

それで、平成21年度比で当初計画では、10%削減ということに対しまして実質、20%ぐらいふえていると。当初計画した時点である程度、人間的な、増加した内容を見てもみると、ある程度の部、課に偏つとるような感じがします。

それで、当初計画した時点である程度の人員の、まあ、縦割り行政の悪さもあると思いますが、人員の配置換えとか、いろいろほかにすべがあったんじゃないかと、その結果、あまり打たれてなかったのが20%増になっている。

また、7ページでいきますと、職員1人当たり、時間外が年間360時間を超えているという内容が書かれております。

非常にこれ、個人の負担もふえていると思います。この辺について、計画と実績との差異、あるいはなぜこのような問題が発生したかということをお聞きしたいと思います。

◎中村豊治委員長

職員課長。

●西山職員課長

お答えします。

委員仰せのとおり、確かに、特に25年度の実績につきましては、ここに書かさせてもらいましたけども、お白石持ち行事等、それから、災害対策業務というふうなところでふえております。

当初の計画との差異ということでございますけれども、当初も、当然、業務量とそれから、必要人員との検証をされとったこととございます。

ただ、国からの権限移譲であったりとか、それに我々が取り組んでおります、業務の改善、それから、見直し、そういったことが思うようにも進んでこなかったと、いうふうなところも1つの原因かというふうに考えております。

ちなみにですが、平成25年度の20%増というふうなところ、書かさせてもらいました、やはり、観光事業課、観光企画課、それから、危機管理課と交通政策課というふうなところに増大が偏つるとというふうな現状でございます。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

工村委員。

○工村一三委員

実質の時点にわかっておったような作業内容、あるいは事務量やと思いますので、この辺も今後、慎重にやっていただきまして、問題は職員さんの健康問題も非常にあると思いますので、その辺をこれから留意していただきたいと思います。

それで、このところに個人の業務負担ということなんですけど、細かい話になって申し訳ないんですけど、職員の30時間以上残業された方、またあるいは、こんなこと言うと悪いんですけど、全くされない方もいると思いますんですけど、その辺は、今後どのように考えていくのか。

まあ、ちょっとだぶったような質問になっていくんですけど。特に、30時間を超える人がふえてきていると、職員数が増加傾向にあるということですので、増加傾向ということは、これからもふえていくというふうな解釈の上からいきますと、その辺の個人に偏った残業ということは、現状のところ考えられるのでしょうか。

あるいは、360時間を超える職員数が増加傾向にあるということに対する、歯止めというのを考えていらっしゃるのでしょうか。

その辺だけお聞きしたいと思います。

◎中村豊治委員長

簡潔に、職員課長。

●西山職員課長

お答えします。

個人の健康管理の面からも偏りというのは、非常によくはない状況だと感じております。

360時間超も増加傾向にございます。

所属長に対しまして、ヒアリング等も行わせていただきます。

その中で組織として、効率的に業務を進めていただく方策を考えていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

他にございますか。  
副委員長。

○黒木騎代春副委員長

すみません。今のことに関連しますが、7ページの人件費の削減に関連して、勤務時間外のことについてなんですけども、少ない人員でばりばり仕事をしていただくということは、一般的にはオーケーなことなんですけれども、それも限度があると思います。

そういう意味で、具体的に過労死ラインとして、日本において標準になっています、月80時間、これを超えるような職員の実態というのは、どのようにつかまれておるでしょうか。

◎中村豊治委員長

職員課長。

●西山職員課長

お答えします。

労働安全衛生法でも決められておりますけども、基本的に労災認定がされる可能性が高いというふうなところで、1カ月の残業時間100時間以上、3カ月から6カ月間、平均残業時間80時間以上というふうなところが出ております。

当市といたしましては、360時間超えが対象職員に対しまして11.3%というふうに、ちょっとふえてきている状況でございます。

360時間越えの出た所属に対しましては、先ほども申し上げましたが、所属長に対しヒアリングを行っております。

原因の分析、それから今後の対応策というふうなところで徹底をしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎中村豊治委員長

副委員長。

○黒木騎代春副委員長

今、お答えいただいたのは360時間、これ月平均しますと30時間ですよ。月80時間を超えるような、そういう実態というのはいないのでしょうか。

◎中村豊治委員長

職員課長。

●西山職員課長

申し訳ございません。80時間という数字は、ちょっと今、手元にございませんですが、月

100時間超の状況というふうなところで御了承いただきたいと思います。

昨年度の実績、延べなんですけど、59件というふうな実態が出ております。

それから、今年度に際しましても、4月は17人出ておる状況でございます。

100時間超えというのは、先ほどの労働安全衛生法によっても労災の認定の可能性が高いというふうなところでございます。

今年度から産業医への健康診断をお願いしているところでございます。

そういった対策も含めながら、健康管理には十分注意をしていきたいというふうにご考えております。

◎中村豊治委員長

副委員長。

○黒木騎代春副委員長

ありがとうございました。

発症前ですね、例えば不幸なことがあったり、病気が起こったとかいう場合、発症前に1カ月間におおむね100時間、または発症前2カ月間ないし6カ月にわたって1カ月、おおむね80時間を超える、こういう時間外労働が認められる場合は、業務と発症の関連性が強いというような評価もされておりますので、これ、待ったなしだと思いますので、緊急な手当てをしていただきたいと思います。

それからもう1点、お願いいたします。

8ページなんですけれども、行財政改革における財政的効果、1番下のほうに表現してもうておりますけれども、ここで、今後の見通しとして合併算定替終了に伴う普通交付税の減少、これを想定して今後、対応していくというような方向なんですけど、一般的にはそのことは否定はしませんけれども、この間の、合併を多くの自治体が行った経過の中で、少なくない合併自治体が、地域住民のコミュニティ上の問題や防災上の観点から、旧市町村役場を支所として残しているという実態があって、このまま一本算定に移行したら財源不足が生じかねないということで、各自治体から政府に制度の改善を要望されてきたと思います。

伊勢市もそういう声を上げていただいてきたと思いますけども、その中で今後、合併算定替の段階的終了への対応を、これが一定改善する方向が出されていると思います。

本来でしたら、100%なくなるところが、支所経費分とか、あるいは消防、保健センターなどの経費分で4割から5割、削減幅が緩和されるというような、そういうシミュレーションみたいなのも、私も見聞きしておりますけれども、こういうことも想定に入れてやっていく必要があると思うんですが。

こういう意味で風通しのよいという意味で、市民に対しても情報をオープンにしていだかないと、判断する基準がちょっと狂ってしまうと思うんですけど、その辺についての考えについてお聞かせください。

◎中村豊治委員長

はい、どなたですか。

財政課長。

●鳥堂財政課長

ただいま御指摘いただきました件につきましては、まだ今年度の中で、総務省のほうでいろいろと検討されることだと思っております。

で、今御指摘、御提示いただいた案件につきましては、そのような情報も目にはしておりますが、今後、例えば、先ほど仰っていただきました支所の件につきましては、3年間の中で数千億程度やったと思うんですけれども、その部分を配分する中で、対応していきたいというふうなことで、まだ明確には決まっております。

ですけれども、財政のほうの考え方といたしましては、よくなればいいと思います。

今御指摘いただいたように、算定替で加算された特例加算の分が全くゼロになってしまいうんじゃなくて、半分でも残ればいいと思いますけれども、そういったことにつきましては、今後の需要の見込み等々と合わせて、特に今年度の中では、また、新市建設計画につきましても期間を延長するような形でのことを今準備しておりますので、その際の中で、財政計画を考える上ではあまり過小な評価になって、算定替が全くなくなってしまうということのないように、十分に情報収集に努めながら、必要な事項に財源が配分できるように、調整をかけていきたいと考えておりますので、御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

本件につきましてはこの程度で、この項は終わりたいと思います。

**【伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について】**

◎中村豊治委員長

次に、「伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）について」の説明をお願いいたします。企画調整課長。

●辻企画調整課長

はい、それでは、さきに実施をいたしました伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン（案）のパブリックコメントの結果及び今後の推進スケジュールについて御説明を申し上げます。

資料2の1をごらんください。

「1 ビジョン策定に係る経過及び今後の手続」につきましては、昨年2月25日の「中心市宣言」、7月18日の「協定の締結」、また共生ビジョン懇談会を経て、4月1日から1カ月間、共生ビジョン案に係るパブリックコメントを実施いたしました。

「2 パブリックコメントの実施結果」につきましては、裏面、ページの裏面をごらんいただきたいと思います、の資料2の2をごらんください。

協定市町、当市を含めまして3市5町の在住者、在勤者、在学者を対象に御意見を募ったところ、市内在住の方3名、南伊勢町地内で勤務をされている方1名、計4名の方々から御意見が寄せられました。

いただいた御意見及び市の考え方につきまして、概略を御説明申し上げます。

まず、3ページの、1人目の御意見でございますが、当市の商店街の振興に係る内容でございます、当市の現在の取り組みをお示しをいたしました。

2人目の御意見、こちらは、定住化を促進するための雇用の創出・促進に関するものでございまして、企業立地の促進、中小企業における勤労者福祉制度の充実など、現在、複数の市町で連携して行っている取り組みを御紹介するとともに、雇用のミスマッチ解消に向けた取り組みの検討や、引き続き圏域で連携した取り組みを検討していくという考えをお示ししました。

4ページ、こちらの3人目の方の御意見のうち、まず、行政文書の書式等の統一につきましては、現時点では、検討する必要性は高くないとの考えをお示しし、また圏域内の議会の連携に係る御意見に対しましては、各市町の議会事務局へその旨お伝えするとしております。

また個人事業主への支援につきましては、公共性を有していることが重要な要件であり、直接的に支援する基本姿勢を明示することは困難であるとの考えをお示しし、また中学生や高校生からの意見募集については、募集対象としている旨をお答えしております。

5ページをごらんください。

4人目の方の御意見のうち、幾つかございますが、まず意見1の「地域包括ケアシステムの構築」につきましては、重要な課題として認識しており、各市町の現状を今、取り組んでおるという現状をお伝えした上で、今後検討する考えをお示しをいたしました。

意見2の「南伊勢町の医科診療所数」の御指摘に対しましては、関係機関に確認の上、7ページの資料2の2の①になります、こちらに記載のとおり、変更することとしました。

意見3の「医療受診適正化の啓発」に対する御意見に対しましては、それぞれの地域において医療を取り巻く課題に差異があることを理解した上で、地域医療連携体制に係る部分を除き、提案者の意見を反映して、恐れ入りますが8ページの資料2の2の②、こちらに記載のとおり「現状と課題」「事業の概要」「期待される効果」を修正することといたしました。住民周知については、地域の実情に合った啓発に努める考えでございます。

以上が、パブリックコメントに係る内容の御説明でございます。

次に、1ページにお戻りいただきますが、「3 今後の推進体制」につきましては、すみません、行ったり戻ったりで、9ページの資料2の3をごらんください。

こちらには、伊勢志摩定住自立圏推進協議会、こちらの組織体制等を図示しておりますが、この真ん中がございますがこの図のとおり、一番上、総会というところには、各首長で組織をいたします総会、それから市町の各企画担当課長で組織する幹事会、そして下に関係課長で組織する部会、部会は記載のとおり医療福祉、教育など5つございますが、これら3つの構成になっております。

個別の取組内容については、各部会、各担当課長の各部会のほか、その下に記載しておりますが「各取組の個別協議」ということで、例えば、宮川流域ルネッサンス協議会、伊勢志摩観光コンベンション機構など、既存の関係組織でも協議することとしております。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただきたいと存じます。

「4 今後の推進スケジュール予定」でございますが、10月を目途に各部会等で新規事業の協議調整を行い、ビジョン懇談会、本協議会でその進捗状況を随時、御報告する予

定でございます。

現在の協定内容に含まれない新規事業につきましては、協定の変更を行う必要がございますので、総会で協定変更の確認を行った後、本協議会でその考えをお示しし、3月定例会の議決を経て、変更協定の締結を行う予定でございます。

こうした手続を経て、事業の追加、事業内容の修正など変更ビジョン案を作成し、ビジョン懇談会、本協議会で報告し、決定していく流れでございます。そして、こうした一連の流れを平成30年度まで繰り返していくということでございます。

なお、本日御報告後、共生ビジョンを決定をさせていただいて、ちゃんと製本した形に整えさせていただきたいと思いますが、そういうふうに製本した上で「1 ビジョン策定に係る経過及び今後の手続」のところに記載しておりますけれども、この後、総務省及び県へ報告するとともに、製本した完成版を議員の皆様にもお渡しをさせていただく予定でございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

何とぞよろしく願いを申し上げます。

◎中村豊治委員長

それでは、ただいまの説明に対しまして御発言ありましたら、願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい、御発言もないようでありますので、本件につきましては、この程度で終わります。

### 【救急隊の増隊について】

◎中村豊治委員長

次に、「救急隊の増隊について」の説明をお願いいたします。

総務課長。

●芳田消防本部総務課長

それでは、救急隊の増隊について御説明いたします。

資料1ページをごらんください。

救急の現状でございます。

本署、小俣分署、御菌分署は専任の救急隊で、他の署所は救急救命士を配置していますが、消防隊との兼務救急隊でございます。計7隊の救急隊で市民からの救急要請に対応しています。

各署所の救急件数、管轄区域は表のとおりでございます。

2ページをごらんください。

②は市町別の出動件数、③は救急出動件数の推移でございます。

去年は7,550件と過去最高件数を記録し、本年も5月末日現在、前年比152件の増加とな

っています。今後も高齢化の進展等により増加傾向は続き、平成35年ごろにピークを迎えると予測されています。

3 ページをごらんください。

④は現場到着時間の推移で、5分未満が減少し、10分以上20分未満の救急が増加しています。

⑤は病院収容時間の推移で20分未満が減少し、30分以上60分未満の救急が増加しています。

これらの遅延は全国的な傾向であり、その要因の1つとして、救急要請が増加し、同時刻、同地域での救急要請が重なり、遠方の救急隊の出動が増加していることがあげられます。

4 ページをごらんください。

⑥は負傷程度別の搬送割合で、軽症患者が最も多く、近年55%前後で推移しています。

⑦は年齢別の搬送割合で、高齢者が最も多く増加傾向にあります。

5 ページは事故種別、居住地別の搬送割合でございます。

6 ページをごらんください。

(2) 県内消防本部との比較でございます。

①は職員数、救急車台数等の比較で、都市部が効率的な消防・救急体制であることがうかがえます。

当市におきましては、県下15消防本部中、管内人口、救急件数は6番目に位置していますが、救急車1台当りの人口、救急車1台当りの平均救急件数は4番目に多く、県平均を上回り、他市に比べ救急隊の不足傾向にあると捉えられます。

7 ページをごらんください。

②平均現場到着・病院収容時間の比較で、当市においても年々平均時間は延びていますが、平均病院収容時間は、県下で最短の30分となっています。

(3) これからの救急の取り組みとして、①救急ワークステーション運用による隊員のレベルアップ、②GPSを活用した直近救急出場による現場時間の短縮、8 ページ③病院との連携、そして、④として、増加する救急要請に対応し、大規模災害に備え、救急ワークステーションを活用した質の高い救急サービスを提供するため、救急隊の増隊を実現したいと考えております。

(4) は救急隊増隊計画案でございます。

救急隊1隊増隊のため、消防職員6名を増員し、196名とします。

なお、条例定数は200名でお願いしたいと考えています。

これは、今後、さらに救急体制を充実強化するため、長期休暇者、派遣職員等の人員分と考えております。定数条例改正につきましては、採用試験のことから本年6月議会に提出を予定しています。

救急隊増隊の時期ですが、平成27年度に救急車を購入し、増員6名の消防学校等の研修が終了する平成28年度当初を計画しています。

説明は以上でございます。

何とぞよろしく御協議賜りますよう、よろしくお願いたします。

◎中村豊治委員長

はい、御苦労さま。

ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中村豊治委員長

はい。

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

参与入れ替えのために、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 41 分

再開 午前 11 時 44 分

### 【職員の不祥事並びに処分について】

◎中村豊治委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

「職員の不祥事並びに処分について」の説明をお願いいたします。

市長。

●鈴木市長

本日は委員の皆様には御多忙の中、また、委員協議会、大変お疲れの中御時間をいただきました。

今回は、職員の不祥事並びに処分について、急遽御報告させていただくことになりました。

まずもって深くお詫び申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

今回の不祥事につきましては、地方公務員としてあるまじき行為でありまして、市政に対する信用を著しく失墜させ、そして市民の皆様には計り知れない不信感を与える結果となりました。

今後、二度とこのような不祥事が起こらないよう、職員に対しては綱紀粛正、服務規律の徹底、そして倫理観の高揚を図るとともに再発防止に徹底的に取り組み、市民の信頼回復につなげる所存でございます。

なお、私と副市長についても、任命監督者の責任として、給与の 10 分の 1、3 カ月間を減額することとし、この 6 月定例会に条例の改正案を提出する予定でございます。

職員が公金を横領するという不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、市の最高責任者として、市民の皆様及び議会の皆様に深くお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

詳細につきましては、担当から御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎中村豊治委員長  
職員課長。

●西山職員課長

それでは、職員の不祥事並びに処分について御報告をさせていただきます。

御手元にお配りしました資料に基づき御説明申し上げますので、資料をごらんいただきたいと存じます。

本件は平成 23 年度から 25 年度の間、当時の収税課徴収第一係長、曾野泰正、45 歳、男性が市税を私的に流用し横領したものでございます。現時点ではございますが、横領していた期間は平成 23 年 6 月から平成 25 年 8 月、訪問先 2 件分、横領金額の合計は 230 万 5,000 円でございます。

事件の発覚でございますが、本年 5 月下旬に収税課職員が納税交渉のために滞納者宅を訪問しました。その際、納税義務者が所有していた領収書と、それから、システム、市のシステムの納付記録、これの不整合が発見されました。

当時の担当職員である、曾野泰正に事情を聴取した結果、訪問徴収の際に受け取った現金をそのまま着服したという証言がございました。これで横領の事実が発覚したものでございます。

なお、把握している横領額は全て弁済はされておりますが、今後警察に刑事告訴を行い全容把握をしてまいりたいと考えております。

処分につきましては、去る 6 月 9 日に伊勢市職員懲戒等審査委員会を開催しました。職員の非違行為に対する懲戒処分の処分量定等に関する規程に基づき厳正に審査をした結果、免職と決定し事務手続きを経て昨日 6 月 10 日付けで処分は行ったところでございます。

また、併せまして、当時の所属長 2 名に対しまして、管理監督責任として、給料減給 10 分の 1、1 カ月の処分は行ったところでございます。

以上、職員の不祥事並びに処分についてご報告申し上げます。

何とぞよろしくお願いいたします。

◎中村豊治委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言がありましたらお願いをいたします。

ありますか。

小山委員。

○小山敏委員

お聞かせ願いたいんですが、23 年からこういうことがあったということなんですが、組織的に、こういうことが可能なような組織になっただけでしょうか。

その辺、原因といいますか、どんなふうを考えておられますか。

◎中村豊治委員長

収税課長。

●藤井収税課長

当事者につきましては、公印の取扱責任者、また係を指導監督する立場であったことから、誰にも報告をせず領収印を押して訪問徴収をしておったと、いうことでございます。以上でございます。

◎中村豊治委員長

小山委員。

○小山敏委員

今後の対策といたしまして、二度とこういうことが起こらないように、当局としてはどのような対策を考えておられますか。

◎中村豊治委員長

収税課長

●藤井収税課長

今後の対策でございますが、職員はもちろんでございますが、係長でございますけれども現金の收受から、収納確認までの全ての業務を行わず、複数人での対応、複数人での確認チェックを行うということはもちろんでございますが、徴収の業務管理から確認等につきましても、早期にマニュアルを作成させていただきまして、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長

よろしゅうございますか。他にございましたら。ありませんね。

品川委員。

○品川幸久委員

今回、非常に遺憾なことやとまず言わせていただきます。それで、彼が一応所属が変わった、課が変わったことによってこれが発覚したと、いうふうに理解してよろしいでしょうか。

◎中村豊治委員長

収税課長。

●藤井収税課長

実は、私どもの、先ほど職員課長ほうからも御説明をさせていただきましたんですけども、私どもの職員のほうが訪問徴収にお邪魔させていただいた時に、納税者の方が領

収書を持ってきて、私どもの納付記録との不整合があったということで、発覚したわけですが、係の者が変わったということで、発覚したのではなくて、私どもは今までも、必ず訪問徴収する場合については、上司のほうへ行き先、訪問先、訪問内容に行く前と帰ってからは報告をし、なおかつ、戻ってからは訪問先、訪問結果につきましても係長のほうへ報告するような形にはなっておったんですが、今回はそういう立場の者ということで、報告もなしに徴収を行ったという形でございます。

◎中村豊治委員長  
品川委員。

○品川幸久委員

私が言うとするのはね、実はこの人が課を変わってなかったら、今年も同じ課におったら発覚しなかったということなんですよ。

この人が、課が変わったから、この人がその責任者におったから、自分で行っておった。今後の対策としては、それはいかんことだから、複数でやりましょうということになったんで。実はこの人が、この課を今、人事異動で変わってなかったら発覚してなかったということですよ。

◎中村豊治委員長  
収税課長

●藤井収税課長

係長が、担当させていただいてますのは、高額案件等が主なものでございます。

ただ、私どもにつきましては、1人のものが同じ納税者を担当しておるというんじゃないんで、複数名でその辺の部分についても確認をさせていただいている状況でございますので、たまたまタイミングが変わったというだけだと、私どもは考えております。

以上でございます。

◎中村豊治委員長  
品川委員

○品川幸久委員

それですとね、年度年度できっちり取っとれば、早いうちにわかったのかなど。ただ、残念なのは、今年こういうことがあったんで、今年見つかったんで処分しましたというのが一番いいんですけど、やっぱり長きにわたったというところが、市民の信頼を失墜することになるかと思うんで、できるだけ、こんなことあったらいかんことなんでね、もう、当局のほうも十分体制をとつとると思って、常識的なことなんでね、後は、こう何年から何年までと言われると、そんな長いこと気がつかへんだんか、ということになると思うんですよ。

ですから、やっぱり、あの、今回まあ、人事異動があったからとたまたまそうやとい

うふうなことじゃなくて、やっぱり年度年度できっちりとわかるような体制、収納するにしても複数で行って、きっちりとしていただければ、そういうことがないということなんでね、その点は早急に改めていただきたいと思います。終わるときです。

◎中村豊治委員長

はい、他にございますか。

はい、御発言もないようでありますので、本件につきましては、この程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして、協議会を閉会をさせていただきます。御苦労さまでした。

閉会 午前11時55分